

障がい者雇用に関する制度

障がい者雇用率制度 2024年4月に法定雇用率が引き上げられました。

民間企業の場合、常時雇用している労働者数の2.5%以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。障がい者雇用率制度が適用される民間企業の範囲は、労働者数40.0人以上です。

常時雇用している労働者（常用雇用労働者）とは？

1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みのある、または1年を超えて雇用されている労働者をいいます。このうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は、短時間労働者となります。

雇用障がい者数の算定方法

雇用形態	障がいの種別	障がいの程度	算定数
短時間以外の常用雇用労働者 (1週間の所定労働時間が30時間以上)	身体障がい	重度	1人を2人として算定
	知的障がい	重度以外	1人を1人として算定
	精神障がい	—	1人を1人として算定
短時間労働者 (1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)	身体障がい	重度	1人を1人として算定
	知的障がい	重度以外	1人を0.5人として算定
	精神障がい	—	1人を1人として算定(注)
特定短時間労働者(2024年4月から) (1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満)	身体障がい	重度	1人を0.5人として算定
	知的障がい	重度以外	—
	精神障がい	—	1人を0.5人として算定

(注) 精神障がい者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当分の間、1人をもって1人とみなす。

障がい者雇用率の出し方の例

常用雇用労働者数	雇用障がい者数
① 短時間以外の常用雇用労働者 200人	③ 精神障がい者(短時間以外) 1人
② 短時間労働者 40人	④ 知的障がい者(重度以外・短時間) 1人
	⑤ 知的障がい者(重度・短時間以外) 1人
	⑥ 身体障がい者(重度・短時間) 1人
	⑦ 精神障がい者(短時間、上記(注)に該当) 1人

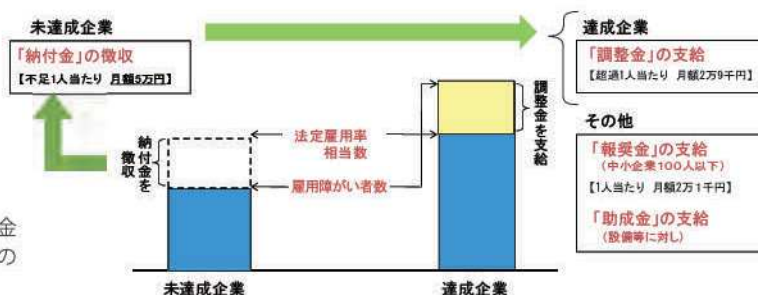
$$\frac{③(1人) + ④(0.5人) + ⑤(2人) + ⑥(1人) + ⑦(1人)}{①200人 + ②(40人 \times 0.5)} \times 100 = 2.50\% < \text{障がい者雇用率} >$$

障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する企業の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、法定雇用率を満たしていない企業から納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している企業に対して、調整金、報奨金(※)を支給しています。また、障がい者を雇用している企業に対して各種助成金を支給しています。

法定雇用率未達成の企業(常用雇用労働者数100人超)から納付金を徴収し、その納付金を財源として調整金、報奨金(※)及び各種の助成金を支給。

※一定数を超えて障がい者を雇用する場合、超過人数分の調整金及び報奨金の支給額は調整されます。(2024年4月1日以降の雇用期間について適用)



障がい者雇用を支援する主な機関

企業が障がい者雇用に取り組む際の相談や支援を行ったり、障がい者の就労に向けた支援を実施している主な機関を紹介します。

神奈川県障害者雇用促進センター * 神奈川県が運営	神奈川県が設置した障がい者雇用をサポートする機関です。希望に合わせた講座を出張開催する出前講座や障がい者を雇用している企業の見学や支援機関の見学といった見学会を調整します。→連絡先は P16
ハローワーク（公共職業安定所） * 国（厚生労働省）が運営	就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介や就職後の職場定着等の支援、企業に対する障がい者雇用の指導・支援、障がい者の雇入れに係る助成金の案内、支給等の業務を行っています。神奈川県内には 14 か所に設置されています。→連絡先は P16
障害者就業・生活支援センター * 県知事が指定する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人などが運営	就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者に対して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。神奈川県内には 8 か所に設置されています。→連絡先は P16
地域就労援助センター * 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人などが運営	就労支援が必要な障がい者等に職業能力に応じた就労の場の確保と、職場定着を支援するとともに、一般就労まで結びつかない障がい者等への福祉的な事業所への結びつきも支援しています。（横浜市内は就労支援センター）
神奈川障害者職業センター * 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営	障がい者への就労支援のほか、企業に対する雇入れ、職場定着、職場復帰等の支援を行っています。→連絡先は P16
就労移行支援事業所※ * 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、株式会社などが運営	企業等で働くことをめざす障がい者に、企業等で働くために必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う障害福祉サービス事業所です。企業の協力を得て職場体験を実施したり、求職活動の支援、就職後の職場への定着の支援などを行っています。利用期間に限りがあります。
就労継続支援 A 型事業所※ * 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、株式会社などが運営	一般の企業等で働くことは難しいが、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に、生産活動の機会を提供するほか、働くために必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援をする障害福祉サービス事業所です。
就労継続支援 B 型事業所※ * 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、株式会社などが運営	一般の企業等で働くことは難しい障がい者に、生産活動の機会を提供するほか、働くために必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援をする障害福祉サービス事業所です。
就労定着支援事業所※ * 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、株式会社などが運営	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所の支援を受けて一般の企業等に就職した障がい者が、職場に定着できるよう支援する障害福祉サービス事業所です。利用期間は最大 3 年間です。
神奈川障害者職業能力開発校 * 国（厚生労働省）が設置し、神奈川県が運営	障がい者が障がいの事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っています。職業能力開発促進法に基づいて設置された職業能力開発施設です。
職業訓練法人 神奈川能力開発センター	知的障がい者が、一人ひとりの適性や能力に応じて、就労に必要な基本的知識や技能を学び、職業的自立をめざすための全寮制の職業訓練施設です。
市が独自に設置する障がい者の就労を支援する機関	市によっては独自に、市内にお住まいの障がい者の就労を支援する機関を設置しています。

※就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所

「障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）」（<https://shougai.rakuraku.or.jp/>）では、県内の就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業所を、地域別に検索できます。